

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和7年 6月 6日

京都市長 殿

提出者

住 所 京都市伏見区下鳥羽上三栖町169番地

氏 名 株式会社ネクスト・ワン

代表取締役 織田 一彦

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-622-2167

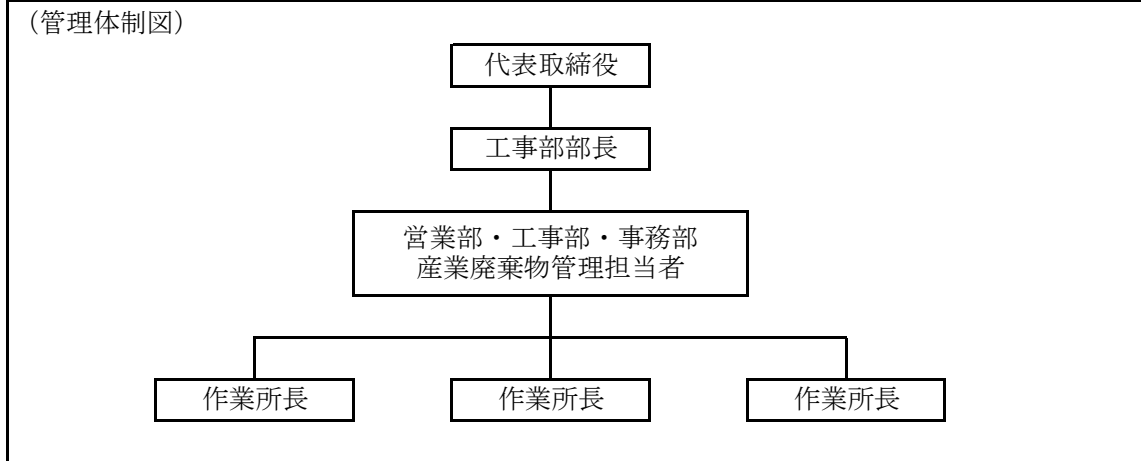
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ネクスト・ワン（京都市内工事現場）
事業場の所在地	京都市伏見区下鳥羽上三栖町169番地
計画期間	令和7年4月1日 ～ 令和8年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	建設業（06総合工事業）
② 事業の規模	48,190,000円
③ 従業員数	60人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>解体工事→分別→収集運搬</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれき類（コンクリートがら・アスファルトがら） →再生処理業者に委託し、再生砕石として再資源化。 ・木くず →再生処理業者に委託し、チップ（合材用、燃料用）として再資源化。 ・その他の品目 →中間処理業者に委託し、再生可能なものは再生資源として処理。再生不可能なものは、最終埋立又は焼却処理。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(これまでに実施した取組) ・工事で発生する廃棄物の分別集積を徹底。 ・有価物を明確に分け、廃棄物を減らす（鉄くず等）。 ・再生利用率の高い処理委託先を選定して契約する。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	別紙集計用シートのとおり
	排出量	t t
	(今後実施する予定の取組) ・簡易梱包等廃棄物の要因となる梱包材の減量化を図る。 ・施工方法の検討による廃棄物の削減を図る。	

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) コンクリートがら、アスファルトがら、その他がれき類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、廃プラスチック類、金属くず、紙くず、木くず、木くず（生木）、繊維くず、廃石膏ボード、汚泥、混合廃棄物（安定型）、混合廃棄物（管理型含む）、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、廃石綿等、の分別を実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 今後も現状の分別を継続して実施する。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定はない。		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定はない。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	(これまでに実施した取組) 実施していない。	
②計画	【目標】	
	産業廃棄物の種類	
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	別紙集計用シートのとおり t
	(今後実施する予定の取組) 実施の予定はない。	

産業廃棄物の処理の委託に関する事項		
①現状	【前年度（ 6年度）実績】	
	産業廃棄物の種類	
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり t
	優良認定処理業者への処理委託量	t
	再生利用業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物処理を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・再生利用が可能である廃棄物については再生利用業者へ処理委託する。 ・電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定する。	

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	別紙集計用シートのとおり	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(今後実施する予定の取組) ・今後も現状の取組を実施し、電子マニフェスト対応可能な処理業者のみ選定するよう実施する。 ・電子契約の導入を進める。		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

